



第2章 緑の将来像

- 1 基本理念と基本方針
- 2 緑の将来像図
- 3 計画の目標



第2章 緑の将来像

1 基本理念と基本方針

本市はかつて、林業が盛んに営まれる「杣」に抱かれた「杣保」でした。そして、その間を多摩川が流れ、扇状地には農地が広がっていました。しかし現在では、農林業の衰退に伴い農林地は減少し、緑はたくさんあるものの、手入れの行き届かない緑が増えてしまいました。

その一方、青梅の緑は良好な自然環境に恵まれており、きれいな水と空気の供給地や観光資源、地場産材となるなど、現在でも市内外の人々の暮らしを支え、日常生活を豊かにするものとなっています。

基本方針

支える

[考え方]

- 山地や丘陵地、河川、崖線樹林などの自然豊かな緑は、まちの背景と骨格として本市の魅力を高めています。
- これらの緑を守ることで、「杣保を支える」ことを目指します。

基本理念

緑が十人十色に

【考え方】

- 青梅にあるさまざまな緑が、河川や道路行政や市民、事業者等のいろいろな人の手持管理などが行われることで、十人十色実したまちを目指します。
- また、かつての杣保のような健全な森づ将来のまちの姿をみんなて共有し伝え、

育む

[考え方]

- 木材や農産物の生産の場である農林地は、生き物の貴重な生育・生息空間や郷土景観の形成などの役割も果たしています。
- これらの緑を育成・利用することで、「杣保を育む」ことを目指します。

そこで本計画では、かつての杣保の姿や思想を伝承し、質の高い緑によるまちを目指した基本理念「**緑が十人十色に杣^{そま}るまち 青梅**」と、その基本理念の実現に向け、「**杣保**」を介在した「**支える**」、「**育む**」、「**親しむ**」、「**交わる**」、「**彩る**」の5つの基本方針を定めるととします。



[考え方]

- ・青梅にあるさまざまな緑を自然資源や観光資源、景観資源として有効活用するとともに、緑に関する普及啓発や協働による緑づくりを進めることで、人々が「杣保に親しむ」ことを目指します。



[考え方]

- ・人々の交流の場となる公園緑地等やオープンガーデン、農園などの緑を充実させるとともに、緑とつながる人を育て、活動の連携を深めることで、人々が「杣保と交わる」ことを目指します。

そま
杣るまち 青梅

沿いの緑によってつながるとともに、
によって緑地保全やまちなか緑化、維
に染まり、市域全体に質の高い緑が充

くりや緑豊かな暮らしに、このような
染まっています。



[考え方]

- ・青梅の顔となる公共公益施設や市民の日々の暮らしの場である民有地において、郷土種の推奨等による質の高い緑をつくり、育て、充実させる取り組みにより、緑でまちなかと「杣保を彩る」ことを目指します。

2 緑の将来像図

本計画の基本理念・基本方針の具体的なイメージとして、本市が目指すまちの姿を「緑の将来像図」として示しています。

拠点と軸



まちの骨格となっている
山地・丘陵地

- 「杣保」を伝承する健全な森林資源の保全と育成
- 観光資源としての活用を図った遊歩道や散策路等の充実



まちの主軸となっている
多摩川と崖線樹林

- 崖線樹林と一体となった水辺環境・景観の保全
- 河川の活用を図った親水性の向上・イベントの実施



保全・維持管理していく
立川崖線の樹林

- 法・条例等による保全
- 維持管理・保全体制の充実



自然環境に配慮しつつ、活用していく
河川のネットワーク

- 水辺環境・景観の保全・再生
- 水に親しむ空間の充実



森と生活環境を緑でつないでいく
林縁部

- 林縁部の緑の保全と維持管理による良好な沿道景観の形成



協働による保全活動を積極的
に行っていく「青梅の森」

- 生物多様性の確保等を図った保全
- 協働による管理体制の充実



緑による効果的な演出を
していく中心市街地

- まちの顔である駅周辺における緑を用いた効率的・効果的な修景



適切に維持管理していく公園緑地等

- 誰もが安全・安心・快適に利用できる公園緑地等の充実
- 防災やレクリエーション機能等の質の向上を図った継続的な維持管理



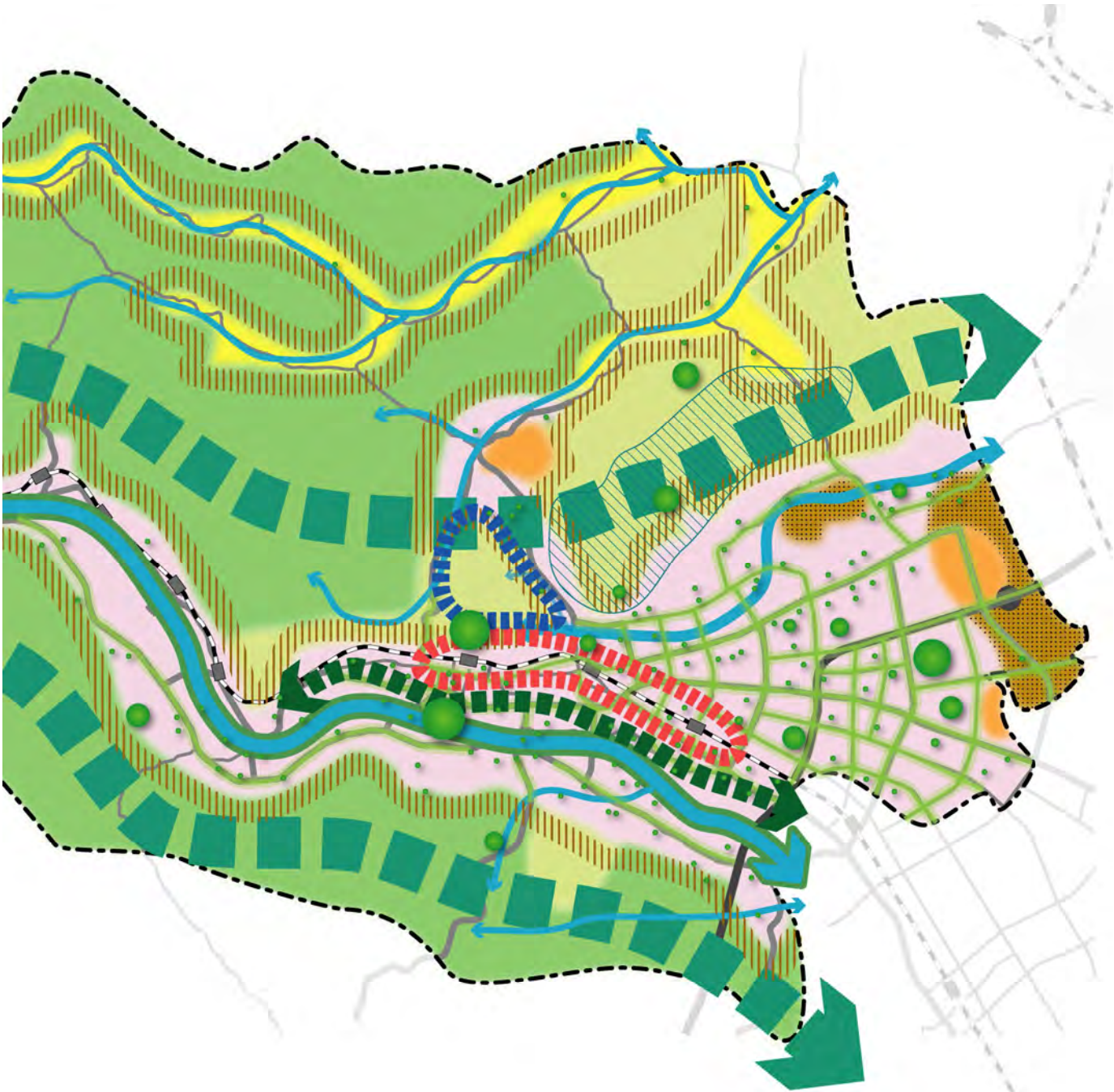
適切に維持管理していく街路樹等による
緑のネットワーク

- 防災や景観形成機能等の質の向上を図った適切な維持管理の継続



緑によって良好な景観を形成していく
風致地区

- 条例等による良好な景観の維持・保全



ゾーニング

自然豊かな緑を保全・育成していく地域

- 「杣保」を伝承する健全な森林資源の保全と育成
- 適切な森林管理のための林道等の充実
- 採石場跡地の自然環境の修復と活用

農業的土地利用の維持・保全を図っていく地域

- 集团的農地の保全と利用の推進
- 農地と一体と成す住宅地の緑の維持管理

自然環境に配慮しつつ、緑を活用していく地域

- 「杣保」を伝承する豊かな自然資源を活用したイベント等の開催
- 観光資源としての活用を図った遊歩道や散策路等の充実

まちなかのさまざまな緑で彩られていく地域

- 住宅地や工場の緑の維持管理と緑化の推進

農的環境と住環境を調和していく地域

- 地域特性を活かした農地の利用の推進
- 農地と一体と成す住宅地の緑の維持管理

開発の際に計画的に緑を配置していく地域

- 開発時の緑地整備や緑化の適切な誘導の推進

3 計画の目標

基本理念と基本方針、緑の将来像図の実現に向けた目標を設定します。また、定期的に緑地の現況を把握するため、確認指標を設定します。

1) 計画の対象

【計画対象区域】

計画対象区域	計画対象区域内区市町村名
都市計画区域	青梅市の全域（10,326ha）

【目標年次までの人口の見通し】

現況		目標年次	
年次	平成24年	平成35年度末	
人口	139,339人 ^{※1}	138,000人 ^{※2}	
人口密度	13.5人/ha	13.4人/ha	

※1 平成22年度国勢調査結果（年齢不詳者含む）

※2 第6次青梅市総合長期計画における、平成22年度国勢調査結果にもとづく平成34年の目標人口

2) 目標値の設定

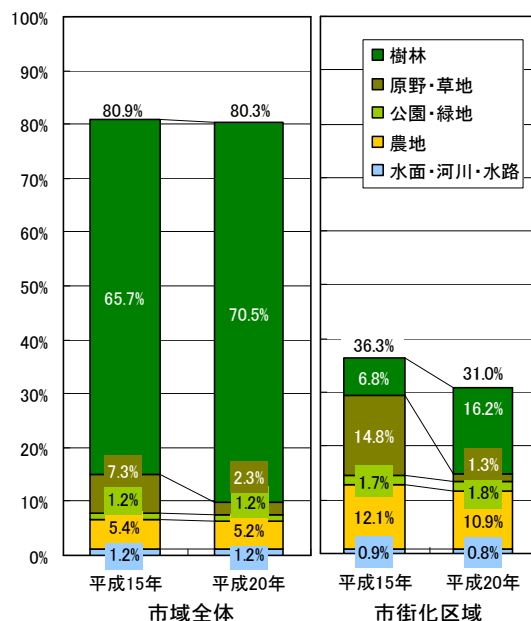
① みどりの確保

	現況	目標
市域全域のみどり率	80.3% [※]	現状維持
市街化区域のみどり率	31.0% [※]	現状維持

※ 平成20年のみどり率データより

[考え方]

- 公園緑地や樹林地、農地から、道路沿いの街路樹や花壇の草花に至るまで、緑はさまざまな形で存在しており、環境保全や防災、交流、景観などの多様な機能を有しています。
- これらの緑の量の市域全体での維持と、市街化区域においては緑化の推進等により、緑の減少傾向に歯止めをかけ、緑の確保を図ることを目標として設定します。



緑の面積割合の変遷（再掲）

資料：みどり率データ（平成15年・平成20年、東京都環境局）をもとに作成

② 公園などの充実

	現況		長期的将来目標
都市公園の面積	135.8ha	▶▶▶▶	約138ha
市民一人あたりの都市公園の面積	9.8m ² /人	▶▶▶▶	10m ² /人*

※ 「青梅市公園条例 第1条の3」では、市内の都市公園の市民一人あたりの敷地面積の標準は10m²/人以上とし、市内の市街地の都市公園の当該市街地の市民一人あたりの敷地面積の標準は5m²/人以上とするとしている。

[考え方]

- ・人々が日常生活において気軽に利用できる緑の空間である公園緑地等は、余暇活動や地域の活動の場、子どもの遊び場としてなど、さまざまな人に利用されています。
- ・これらの公園緑地を適切に管理するのはもちろんのこと、多様な世代のニーズに対応した身近な公園として充足するよう適切に配置し、緑の基盤を充実させることを目標として設定します。

都市公園の現況値（再掲）

公園緑地等の分類	供用		未供用含む ^{※2}	
	箇所数	面積 (m ²)	箇所数	面積 (m ²)
都市公園の面積	95	591,580	97 ^{※3}	1,358,071
市民一人あたりの都市公園の面積 ^{※1}	4.3 m ² /人		9.8 m ² /人	

※1 平成25年4月1日現在の人口：138,431人

※2 都市計画決定しているものの供用をしていない未供用を含む公園緑地等のこと。

なお、未供用の区域は、現状を保全することで、緑地としてのオープンスペースの機能や公開性、持続性の確保を図るほか、本計画の計画期間に限定せず、将来的に公園整備を進める予定の区域となっている。

※3 物見塚公園、新町緑地を含む。

③ 青梅の森にそまる

	現況		目標
青梅の森にそまっている人数 ^{※1}	13人 ^{※2}	▶▶▶▶	約300人
青梅の森にそまっている団体数 ^{※1}	7団体 ^{※2}	▶▶▶▶	15団体

※1 青梅の森において保全・管理等の活動を行う市民参加型、年間登録制のボランティア組織「青梅の森榊保プロジェクト（平成25年発足 詳細は77頁参照）」の登録人数もしくは認定団体数のこと。

※2 平成25年11月25日現在

[考え方]

- ・「青梅の森（詳細は74～77頁参照）」は、特別緑地保全地区として、都内最大の面積（91.7ha）が指定され、協働による森林の保全・活用の活動拠点となっています。
- ・そこで、「青梅の森」の手入れやそこでの自然体験などの活動を通して緑の質を高めることで良好な自然環境を保つことを目指し、それらの活動に参加している人々や団体の数を増やすことを目標として設定します。
- ・長期的には、このような活動拠点が、「青梅の森」を中心に市全域に広がっていくことを目指しています。

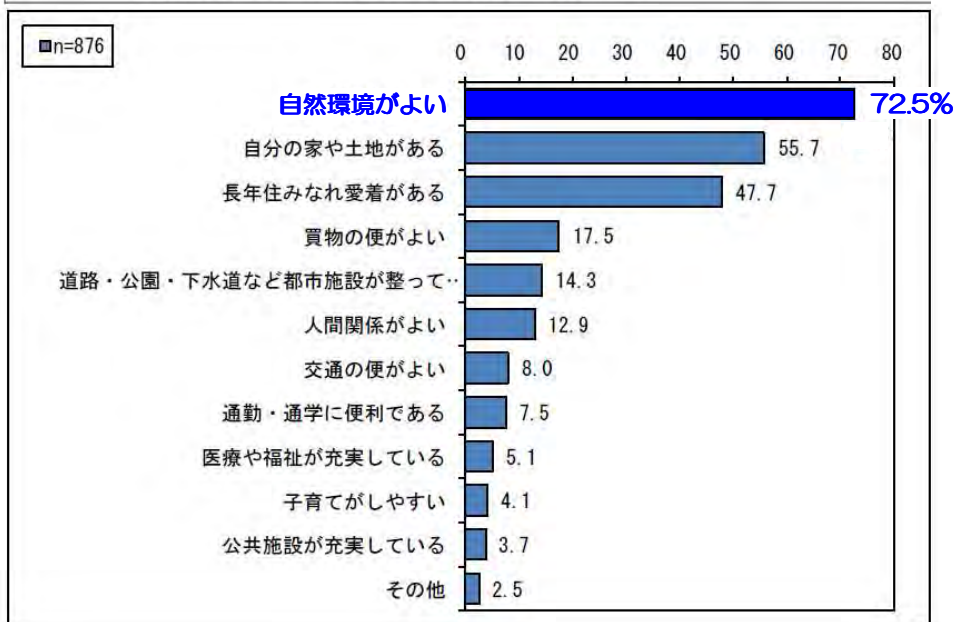
④ 魅力ある「緑」で住みたいまちに

	現況（平成 23 年）	目標
自然環境がよいから青梅市に住んでいる人の割合	72.5%	80%

[考え方]

- ・緑のまちづくりを進めることで、良好な自然環境や利用ニーズに応じた安全・安心な公園緑地等など、人々が住みたくなるまちの形成にもつながります。
- ・そこで、自然環境に恵まれた緑豊かなまちだから住み続けたいと思う市民が、より多くなることを目標として設定します。

問 2 - 1 住み続けたいと思われる主な理由は何ですか。【問 2 で「1. 今後も住み続けたい」と回答した人のみ／複数回答】

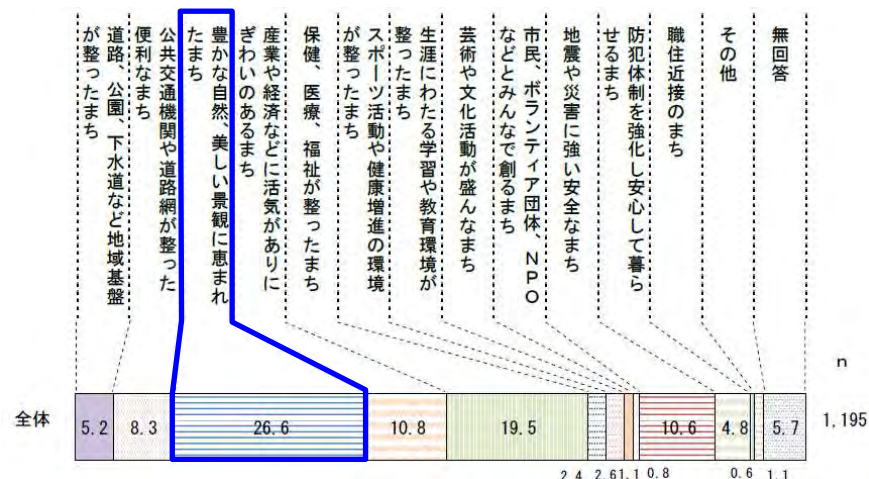


第 28 回 市政総合世論調査*の結果（平成 23 年）

※市政総合世論調査（第 28 回 平成 23 年）

市内に居住する 20 歳以上の男女 2000 人を対象にしたアンケート調査で、市民の生活意識と市政各分野にわたる意向、要望などを把握し、今後の行政運営上の参考とするため、定期的実施している。

なお、10 年後の青梅市の将来像として、「最も近いイメージ」を選択してもらう設問では、「豊かな自然、美しい景観に恵まれたまち」という回答割合が最も高くなっている（下のグラフ参照）。



3) 緑地の確認指標

永続性のある緑地[※]

緑地種別	現況
公園緑地等の都市施設とする緑地	164.3ha
制度上安定した緑地	7,284.6ha ^{※1}
社会通念上安定した緑地	3,185.0ha ^{※1}
永続性のある緑地	8,453.6ha ^{※2}

※1 同種別の緑地分類間の重複面積を除いた値

※2 緑地種別間の重複面積を除いた値

(詳細は 107～110 頁参照)

[考え方]

- ・ 緑を法や条例等によって担保することで、将来にわたって緑地として確保することにつながります。
- ・ そこで、従前の計画で目標指標の一つとしていた永続性のある緑地の量を定期的に把握することで、緑地の確保状況を確認します。

永続性のある緑地

緑地種別	平成9年当時の現況 (従前の計画策定時)	平成22年の目標量 (従前の計画策定時)	平成25年の現況
	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)
公園緑地等の都市施設とする緑地	151.25	327.52	164.34
制度上安定した緑地	7074.05	6494.37	7,240.19 [※]
社会通念上安定した緑地	34.18	54.16	1,049.09 [※]
永続性のある緑地	7259.48	6876.05	8,453.62

※ 緑地種別間の重複面積を除いた値

(面積は小数第3位を四捨五入しているため、合計が異なる場合がある)

※永続性のある緑地

「公園緑地等の都市施設とする緑地」、「制度上安定した緑地」、「社会通念上安定した緑地」の3つを「永続性のある緑地」とします。

緑地種別	意味	対象
公園緑地等の都市施設とする緑地	公園、緑地、広場等として都市計画決定されているもの、都市公園、その他条例等による公園緑地など、公の施設とする緑地	児童遊園、住区基幹公園、都市基幹公園、都市緑地等、その他条例等による公園
制度上安定した緑地	法律や条例にもとづき、地域あるいは地区を指定して、保全を図る緑地及び公共空地	その他の公共空地、特別緑地保全地区、生産緑地地区、風致地区、自然公園、地域森林計画対象民有林、保安林、市街化調整区域農地、河川、市民農園、条例等による保全地域
社会通念上安定した緑地	公開性のある施設などの社会通念上永続性のある緑地	学校の校庭・グラウンド・公開性のある大学、寺社境内地、ゴルフ場、民営野外レクリエーション施設、「みどりのフィンガープラン」対象緑地

